

(別紙様式4)

令和2年3月1日
北九州市技術監理局

受注者 各位

賃金等の変動に対する北九州市工事請負契約約款第25条第6項
(インフレスライド条項)の運用について(お知らせ)

このほど、国ではインフレスライド条項(公共工事標準請負約款第25条第6項)の運用を定めました。北九州市においても(北九州市工事請負契約約款第25条第6項)国に準じ、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1. 適用対象工事

令和2年3月1日より前に既に契約を締結している工事のうち、別途マニュアルによって定める残工期が、受発注者協議により定めた基準日から2か月以上あるものです。

2. 運用基準について

[令和2年3月「賃金等の変動に対する北九州市工事請負契約約款第25条第6項\(インフレスライド条項\)運用マニュアル\(暫定版\)」](#)によります。

3. 技能労働者の賃金水準の引き上げについて

上記に伴い、請負金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約等の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

4. その他

インフレスライド条項を請求する場合は、関係書類の提出が必要となりますので、詳しくは工事監督課にご相談ください。